

GS Plus プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス

追加型投信／内外／株式／インデックス型

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2026.4.6

GS Plus+

(注)「GS Plus」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	なし	その他(MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS Plus プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年3月19日に関東財務局長に提出しており、2026年4月4日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日:1996年2月6日/資本金:4億9,000万円(2026年3月19日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:7兆6,476億円(2025年12月末現在)

グループ資産残高(グローバル):3兆623億米ドル(2025年6月末現在)

■照会先 ホームページ アドレス www.gsam.co.jp 電話番号 03-4587-6000

受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的

上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とし、MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

1 プライベート・エクイティ*投資のリターンに近づける投資成果をめざします。

■投資対象とするETFは、日本を含む世界の上場株式およびデリバティブ取引を活用したロング・ショート戦略(買いと売りの組み合わせ)により、プライベート・エクイティ投資の地域・業種およびスタイルの特性を再現することで、プライベート・エクイティ投資のリターンに近づける投資成果をめざします。

*プライベート・エクイティとは、未公開企業の株式をいいます。

プライベート・エクイティまたはプライベート・エクイティ・ファンドへの投資は行いません。

2 MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース)をベンチマークとし、同指数(報酬・費用控除前)に連動することをめざして運用を行います。

■原則として対円での為替ヘッジを行いません。

■「トラッカー」とは、「Track」する(追跡する)ことを意味し、本ファンドではプライベート・エクイティ投資のリターンに近づけることをいいます。

3 購入時手数料がかからないノーロードタイプです。換金時の信託財産留保額もかかりません。

※保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等が信託財産中から支払われます。

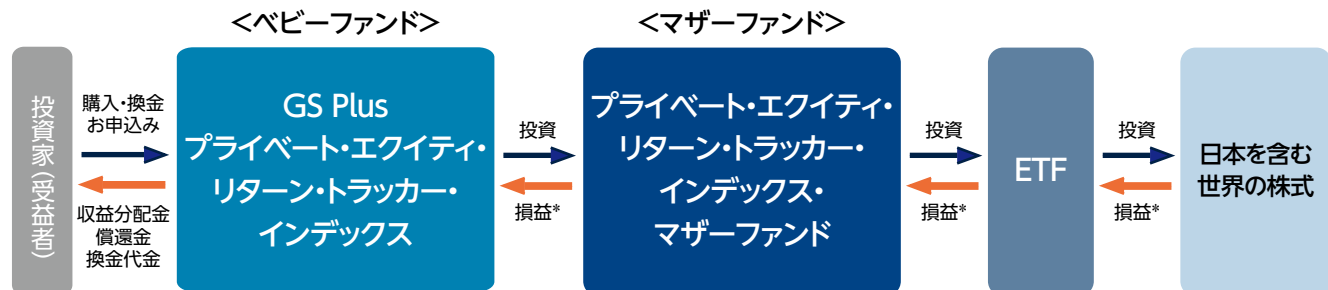
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンド(プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス・マザーファンド)を含むことがあります。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

●MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース)について
当指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を含む世界の上場株式により構成されています。プライベート・エクイティの地域・業種およびスタイルの特性を、上場株式を通じて再現することにより、プライベート・エクイティ投資のリターンに近づけることを目的としてMSCI Inc.が開発した指数です。当指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は当指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。「円ベース」とは当指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資対象

本ファンドが実質的に投資対象としているETFは以下の通りです。

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス ETF ICAVー ゴールドマン・サックス MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカーUCITS ETF
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投 資 目 的	報酬・費用控除前でMSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後 配当込み、米ドルベース)の値動きに概ね連動することをめざして運用を行います。
運用の基本方針等	①主にMSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、米ドル ベース)の構成銘柄に投資します。また、構成銘柄と同様の経済的効果を獲得するためにトータル・ リターン・スワップを活用します。 ②同インデックスは、プライベート・エクイティ投資の地域・業種およびスタイルの特性を、上場株式への 投資を通じて再現することにより、プライベート・エクイティ投資のリターンに近づけることをめざして います。 ③同インデックスは、上場株式の買建て(ロング)および売建て(ショート)により構成されます。その構築に あたっては、MSCIプライベート・キャピタル・ユニバース*から取得した未公開企業のファンダメンタル・ データを活用しています。
運 用 報 酬 等	年率0.5%を上限とします。(管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、ETF にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等を含みます。)
運 用 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

上記は2026年3月19日現在予定されている投資対象の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

*MSCIプライベート・キャピタル・ユニバースは、プライベート・エクイティ・ファンド、プライベート・エクイティを含むその保有銘柄を
幅広く網羅した包括的なMSCI Inc.独自のデータベースです。

プライベート・エクイティ投資のリターンに近づける方法とは

Step1

プライベート・キャピタル・ユニバースのデータを、投資地域や投資戦略に応じた6つのカテゴリーに分類

投資地域	
投資戦略	北米
	バイアウト
	ベンチャー キャピタル
	ベンチャー キャピタル
投資戦略	欧州・中東
	バイアウト
	ベンチャー キャピタル
	ベンチャー キャピタル
投資戦略	太平洋
	バイアウト
	ベンチャー キャピタル
	ベンチャー キャピタル

一般に、バイアウトは投資後に投資先企業の経営改善やガバナンスの向上等を通じて企業価値を高めようとする戦略、ベンチャーキャピタルは成長が見込まれる新興企業等を投資対象とする戦略を指します。

Step2

6つの各カテゴリーに対し、下記a)とb)の特徴を再現したポートフォリオを上場株式のロングとショートの組み合わせで構築

- a) 国・業種への配分
- b) 「投資スタイル」への配分

サイズ (時価総額)	時価総額の小さい企業を投資先とする傾向
バリュー (割安性)	利益率に対して株価が割安な企業を投資先とする傾向
グロース (成長性)	売上等の成長ペースの速い企業を投資先とする傾向
レバレッジ (借入比率)	特にバイアウト戦略は、買収先企業に対して多額の負債を活用する傾向
モメンタム (株価の勢い)	株価上昇に勢いがある企業を投資先とする傾向
ボラティリティ (株価変動)	収益構造の安定した企業を投資先とし、ボラティリティは低い傾向

プライベート・エクイティの投資戦略によっては、上記の傾向が当てはまらない場合があります。

Step3

6つのカテゴリーの規模に応じて統合し、最終的なポートフォリオを決定

上記は2026年3月19日現在の情報を基に作成しており、今後変更される場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは主として上場株式に投資しますが、プライベート・エクイティに近いリターンをめざすポートフォリオを構築するため、リスクは相対的に高くなる傾向があります。詳しくは「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックスにおけるプライベート・エクイティ・リターンは、MSCI Inc.のプライベート・キャピタル・ユニバースに含まれる未公開企業の財務・企業データに基づいて構成されるものであり、当指数の算出においてはMSCI Inc.が全面的に決定を行うものです。

未公開資産の非流動性により、プライベート・エクイティ資産の評価は、プライベート・エクイティ市場の特性決定の目的でMSCI Inc.に報告されるまでに数ヵ月かかる場合があります。一方、当指数を構成する資産は流動性の高い上場株式であるため、プライベート・エクイティ資産と当指数を構成する上場株式の評価頻度には違いがあり、その相関性の程度は長期的にのみ決定可能です。したがって、当指数がプライベート・エクイティ投資のパフォーマンスに近づける目的においては、評価頻度や過去データに基づく将来予測など、多くの要因による制約があります。

当指数は、特定のプライベート・エクイティ・マネジャーの投資ポートフォリオ全体あるいは単独あるいは複数のプライベート・エクイティ・ファンドを保有する効果ないしはプライベート・エクイティ・マネジャーの手法や戦略への投資効果を提供するものではありません。また、当指数は、プライベート・エクイティ投資のパフォーマンスを正確に再現することを意図しているものではありません。

主な投資制限

- 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ファンドの分配方針

- 年1回の決算時(毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。

※初回決算日は2027年1月15日とします。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク・集中投資リスク)

本ファンドは日本を含む世界の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。また、特定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行う場合がありますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動性)が高く大きなリスクがあると考えられます。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。本ファンドの実質的な投資対象には中小型株式も含まれます。中小型株式は、大型株式と比べて相対的に流動性が低くボラティリティが高いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。



為替変動リスク

本ファンドは外貨建ての株式等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国・地域の政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。



デリバティブ取引のリスク

本ファンドが組入れるETFはデリバティブ取引を活用したロング・ショート戦略を行います。当該取引を行うことにより、市場の不利な動きなどにより損失を被る可能性があります。特定のデリバティブ商品は、取引の相手方が契約上の義務を履行しないリスクであるカウンターパーティ・リスクにもさらされます。

レバレッジ・リスク

本ファンドが組入れるETFは、多額のレバレッジを伴って運用される可能性があります。レバレッジは、デリバティブを用いて生み出される経済的エクスポージャー(リスクにさらされている度合い)が投資額を上回る場合に発生します。レバレッジ運用を行った場合、本ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

留意点

ベンチマークと基準価額の主な乖離要因

本ファンドはMSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース)に連動する投資成果をめざしますが、本ファンド内のキャッシュ持分、資金の流入と組入銘柄の売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)、組入銘柄数およびベンチマークに対するリバランスの頻度等から基準価額とベンチマークの動きが完全に一致せず、基準価額がベンチマークと大きく異なる可能性があります。

ETFへの投資に関わる留意点

本ファンドが、金融商品取引所等に上場しているETFを購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し期待した価格で取引できないことがあります。これにより、本ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、本ファンドは特定のETFに集中的に投資します。この場合、当該ETFが受ける価格変動リスクやETFの運営上の影響(当該ETFの償還等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

本ファンドは、プライベート・エクイティまたはプライベート・エクイティ・ファンドには投資しません。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラッキングしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、本ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの受益者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本ファンドの委託会社、本ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。本ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、本ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

参考情報

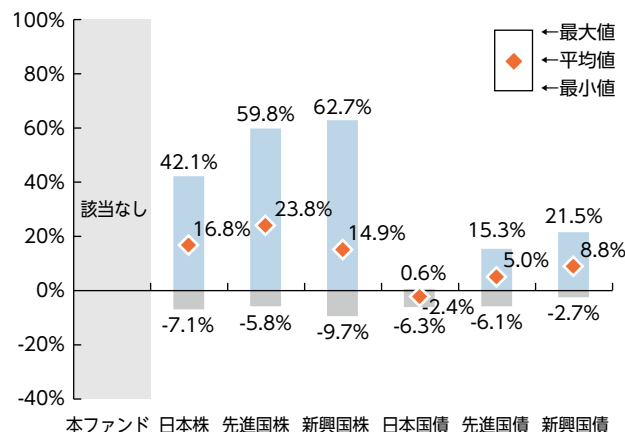
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2026年4月16日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

期間：2021年1月～2025年12月



- 本ファンドは2026年4月16日から運用を開始するため、
上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示
しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りま
せん。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間
の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

□東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会
社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の
権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者 (以下総称して「MSCI当事者」
といいます) は、MSCIの情報について一切の保証 (独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されま
せん) を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、
懲罰損害、派生的損害 (逸失利益を含みます) およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、
MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサル
ティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は
FTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、
J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

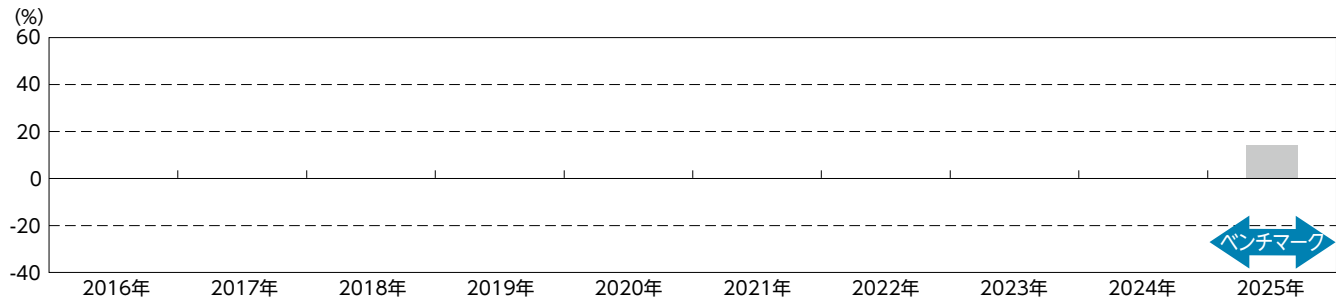
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2026年4月16日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

年間収益率の推移

※本ファンドのベンチマークの年間収益率です。



- ベンチマークは2025年7月16日から算出開始のため、算出開始日から年末までの収益率を表示しています。
- ベンチマーク(MSCIワールド・プライベート・エクイティ・リターン・トラッカー・インデックス(税引後配当込み、円ベース))はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	当初申込期間: 2026年4月6日から2026年4月15日まで 継続申込期間: 2026年4月16日から2027年4月15日まで (継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間: 購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	当初申込期間: 当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間: 販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	当初申込期間: 販売会社が定める時間とします。 継続申込期間: 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	原則として無期限(設定日: 2026年4月16日)
	繰上償還	純資産総額が100億円を下回ることとなった場合、ベンチマークが改廃された場合等には、繰上償還となる場合があります。また、マザーファンドが主要投資対象とするETFが存続しないこととなる場合には、信託を終了します。
	決算日	毎年1月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2027年1月15日とします。
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	当初申込期間: 1,000億円を上限とします。 継続申込期間: 1兆円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年1回(1月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	なし
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド		年率 0.2981%(税抜0.271%)	
		内訳			
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.0011% (税抜0.001%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.275% (税抜0.25%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.022% (税抜0.02%)
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
		②実質的に投資対象とするETF(ファンドの運用等)		年率 0.5%(上限)*	
		実質的な負担(①+②)		年率 0.7981%(税込)程度	
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
随 時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(実質的に投資対象とするETFにおいて発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、ETFにかかる信託事務の処理等に要する諸費用等を含みます。(2026年1月末現在)



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年3月19日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。